



コンビニで使用できる納付書には、バーコードが印字されています。

- 確認 1 = 何の税（料金）を納めるのか？
- 確認 2 = 何期目を納めるのか？
- 確認 3 = 納期限は過ぎていないか？

今年から税金、給食費、保育料、住宅料の納付書の様式がほぼ同じになりました。これは、コンビニ収納に対応するため用紙の大きさやレイアウトを統一したためです。一見すると間違いやすいので、納付する前にもう一度確認をしてください。

ご注意を！ 納付書はお間違いない！

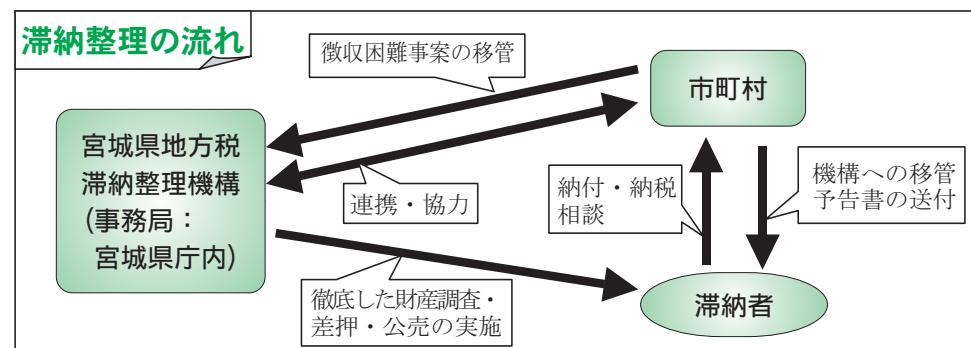


慣れるまでご不便をおかけします。

税 インフォメーション

印刷の色	
町県民税（緑色）、固定資産税（茶色）、軽自動車税（オレンジ色）、国民健康保険税（水色）、後期高齢者医療保険料（紫色）、介護保険料（ピンク色）、住宅料（緑色）、給食費（茶色）、保育料（オレンジ色）	

問い合わせ 町民税務課納税係 ☎ 46-1372



町税は行政サービスを行うための大切な自主財源です。町では、税負担の公平性を確立した財産調査・差押・公売の実施

宮城県地方税滞納整理機構に参加して 収納率の向上を目指します！

Q 宮城県地方税滞納整理機構はどんな組織なのですか？
A 宮城県と県内の25市町村が、個人住民税を含む市町村税の滞納整理を専門に行なうため、実際に滞納整理業務を行なうの

Q & A 整理宮城県地方税滞納整理機構に関するQ&A

保し、滞納税の縮減を図るために、4月1日に設置された「宮城県地方税滞納整理機構」に参加しました。今後、同機構では、参加市町村から徴収の引継ぎを受け、滞納者が所有する財産の調査を実施し、差押えや公売等の滞納処分を速やかに実施していくことで、税金の未納がある方は早急に納めることができますようお願いします。また、納税が困難な場合には、市民税務課収納対策室に連絡してご相談ください。

問い合わせ

町民税務課収納対策室
☎ 46-12601

したがって、滞納者が所有する財産の調査を徹底的に行ないます。

Q 機構が徴収を引き受けるか？
A 機構では、基本的に差押等の滞納処分を執行することを前提として滞納整理を行ないます。

は、市町村から併任発令を受けた県職員と市町村から県に派遣される職員で構成される事務局職員で、事務室は4月に新設された県地方税徴収対策室内に設置されました。

情報公開条例に基づく開示の状況と個人情報保護条例に基づく運用の状況

平成20年度中における「南三陸町情報公開条例に基づく開示の請求及び実施」は、次の1件でした。

なお、このお知らせは、南三陸町情報公開条例第17条の規定による、開示の実施状況の公表として行なうものです。

◇開示した行政文書の概要

平成17年度から平成19年度までにおける、町内小学校夏季休業勤務一覧表

◇開示の区分

部分開示

△開示の実施状況 町長（病院事業）に対し、4件の個人情報の開示請求がなされ、その4件すべてについて全部開示として開示を行なっています。

△開示の実施状況 町長（病院事業）による、条例の運用状況の公表として行なうものでした。

なお、このお知らせは、南三陸町個人情報保護条例第42条の規定による、条例の運用状況の公表として行なうものでした。

△開示の実施状況 町長（病院事業）による、条例の運用状況の公表として行なうものでした。

△その他運用状況 開示請求の対象となる個人情報の本人が死亡している場合において、その配偶者等の方が請求できる情報を新たに設定する（対象とする情報を広げる）ことについて、町長から南三陸町情報公開・個人情報保護審査会あて諮詢がなされ、平成20年5月1日から、次の「医療・介護に関する情報」も開示請求の対象として設定されました。
町民税務課が保有している、診療報酬明細書（レセプト）及びその診療報酬明細書に添付された書類に記録されている情報
・公立志津川病院が保有している、診療録（カルテ）その他医療行為に関する書類に記録されている情報
・保健福祉課または地域包括支援センターが保有している、介護保険法に基づく要介護認定または要支援認定に関する書類に記録されている情報

住民基本台帳の閲覧状況

平成20年度中における住民基本台帳の閲覧状況

閲覧した団体などの名称	請求理由	閲覧した範囲
自衛隊宮城地方協力本部長	自衛官の募集に伴う広報のため	平成2年4月2日から平成3年4月1まで生まれた男女と平成5年4月2日から平成6年4月1まで生まれた男子 325件
株式会社 ビデオリサーチ代表取締役社長 木村武彦	日本たばこ産業㈱が実施する「2009年全国たばこ喫煙者率調査」の対象者抽出のため	大正8年5月1日から平成元年4月30日まで生まれた男女（志津川地区のみ） 20件

歌津総合支所の宿直代行員廃止に伴う戸籍届受領業務の一部変更

5月1日（金）から歌津総合支所の宿直代行員が廃止されることになりました。これに伴い、午後5時15分から翌朝午前8時30分までの戸籍届の受領業務は本庁のみで行ないますので、ご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ

町民税務課戸籍住民係
☎ 46-1373